

介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）

平成24年度介護従事者処遇状況等調査（以下、「処遇調査」という。）については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1. 調査の目的

平成24年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期及公表時期

（1）調査時期

平成24年10月

（参考：平成21年度処遇調査の調査時期は平成21年10月
平成22年度処遇調査の調査時期は平成22年7月）

（2）公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、平成25年3月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

（参考：平成21年度処遇調査の公表は平成22年3月
平成22年度処遇調査の公表は平成22年12月）

3. 調査対象及び抽出率

（1）調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する介護従事者（平成22年度処遇調査と同様）。

（2）抽出方法：層化無作為抽出法により抽出

（3）抽出率：別表参照

（4）調査項目

①施設・事業所票

給与等の状況、介護従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等

②介護従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額 等

4. 調査票の統一化

調査項目等が基本的に同様であることから、平成 22 年度処遇調査では対象サービスごとに分かれていた調査票を統一する。

5. 調査項目の変更等

◎：新たに調査

○：引き続き調査（調査時点の変更といった軽微な変更を含む）

△：調査項目を変更して調査

| 調査項目 (介護老人福祉施設票) | 方針 | 理由 | 平成 24 年度 調査票(案) 該当設問 |
|---------------------------|----|---|----------------------------|
| 給与等の状況 | △ | 介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の導入に伴い、給与等を引き上げたか、平成 23 年度の賃金水準を維持しているか把握できる項目に変更。 | 問 1 (1) |
| 給与等以外の処遇改善状況 | ○ | 給与の引き上げ以外の処遇改善状況を把握するため、引き続き調査。 | |
| 併設サービスの状況 | ○ | サービスの展開状況を把握するため、引き続き調査。 | |
| 収支の状況 | ○ | 収支の状況を把握するため、引き続き調査。 | |
| 介護職員処遇改善交付金の状況 | ○ | 介護職員処遇改善交付金（以下、「交付金」という。）の状況を把握するため、引き続き調査。 | |
| 介護職員処遇改善加算の状況 | ◎ | 処遇改善加算の導入に伴い、処遇改善加算の届出状況等を把握するため、新たに調査。 | 問 3 |
| 加算の取得状況 | ○ | 加算の取得状況を把握するため、引き続き調査。 | |
| 定員・利用者数等の状況 | ○ | 施設・事業所の規模を把握するため、引き続き調査。 | |
| 職員配置の状況 | ○ | 職員配置の状況を把握するため、引き続き調査。 ※前回は、介護事業経営概況調査において常勤換算職員数を把握。 | |
| 従事者個人における給与等の状況 (従事者票) | ○ | 従事者個人の給与等の状況を把握するため、引き続き調査。 | |

抽出率

| | 施設・事業所数 | 平成21年度 処遇調査 | 平成22年度 処遇調査 | 平成24年度 処遇調査 |
|--------------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 介護老人福祉施設 | 6,374 | 1/4 | 1/4 | 1/4 |
| 介護老人保健施設 | 3,818 | 1/4 | 1/4 | 1/4 |
| 介護療養型医療施設 | 1,779 | 1/4 | 1/4 | 1/4 |
| 訪問介護 | 28,475 | 1/20 | 1/20 | 1/20 |
| 通所介護 | 31,090 | 1/20 | 1/20 | 1/20 |
| 居宅介護支援 | 33,915 | 1/20 | 1/20 | 1/20 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 11,236 | 1/10 | 1/10 | 1/10 |

※ 施設・事業所数は介護給付費実態調査（平成24年2月審査分）の請求事業所数

| | 看護職員 | 介護職員 | 訪問介護員 | サービス提供 責任者 | 生活相談員・ 支援相談員 | PT・OT・ ST又は 機能訓練 指導員 | 介護支援 専門員 |
|--------------|------|------|-------|---------------|-----------------|-------------------------------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | 1/2 | 1/5 | - | - | 1/1 | 1/1 | 1/1 |
| 介護老人保健施設 | 1/4 | 1/5 | - | - | 1/1 | 1/2 | 1/1 |
| 介護療養型医療施設 | 1/4 | 1/2 | - | - | - | 1/2 | 1/1 |
| 訪問介護 | - | - | 1/4 | 1/1 | - | - | - |
| 通所介護 | 1/1 | 1/2 | - | - | 1/1 | 1/1 | - |
| 居宅介護支援 | - | - | - | - | - | - | 1/2 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1/1 | 1/2 | - | - | - | - | 1/1 |